

◎新潟県告示第597号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する第54条第3項の規定により、高橋寅夫ほか10名から区画整理事業太田新田猫屋敷地区に係る換地処分をした旨の届出があった。

平成25年4月19日

新潟県十日町地域振興局長